

## 第22号議案

### 島根県公文書等の管理に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 島根県公文書センター（第4条・第5条）

第3章 公文書の管理（第6条 第12条）

第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第13条 第28条）

第5章 雑則（第29条 第31条）

#### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第30条を除き、以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第21条を除き、以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 図書館、美術館その他の県又は県が設立した地方独立行政法人の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの(前号に掲げるものを除く。)

3 この条例において「歴史公文書」とは、歴史資料として重要な公文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、次に掲げるもので、次章に規定する島根県公文書センターにおいて保存されているものをいう。

- (1) 第10条第1項の規定により保存することとされたもの
- (2) 第29条第3項の規定により保存することとされたもの
- (3) 歴史資料として重要な文書であるものとして法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第15条第1項第3号において「法人等」という。)又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公文書
- (2) 特定歴史公文書等  
(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第2章 島根県公文書センター

### (設置)

第4条 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行

うため、島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）を松江市に設置する。

（業務）

第5条 公文書センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を保存すること。
- (2) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- (3) 規則で定めるところにより、公文書（第7条第5項の規定により公文書センターにおける保存の措置をとるべきことが定められているものに限る。）を保存すること。
- (4) 前3号に掲げる業務に附随する業務

### 第3章 公文書の管理

（作成）

第6条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。

（整理）

第7条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則等（規則、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程その他実施機関が定める規程で公表を要するものをいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互

に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則等で定めるところにより、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則等で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、ファイル及び単独で管理している公文書（以下「ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては公文書センターにおける保存の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第8条 実施機関は、ファイル等について、当該ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（ファイル管理表）

第9条 実施機関は、ファイル等の管理を適切に行うため、規則等で定めるところにより、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（次項及び第11条第2項第4号において「ファイル管理表」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未

満の保存期間が設定されたファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、ファイル管理表について、規則等で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。

(保存期間が満了したときの措置)

第10条 知事(地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事を除く。以下同じ。)は、保存期間が満了したファイル等について、第7条第5項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたもの(次項の規定により移管を受けたものを含む。)にあっては公文書センターにおいて保存することとし、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。

- 2 知事以外の実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、第7条第5項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたものにあつては知事に移管し、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により保存されることとなるファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(公文書管理規程)

第11条 実施機関は、公文書の管理が第6条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め(以下この条において「公文書管理規程」という。)を設けなければならない。

- 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) ファイル管理表に関する事項

(5) 保存期間が満了したときの措置に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、規則等で定める。

#### 第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第13条 知事は、特定歴史公文書等について、第27条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書センターにおいて永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の方法)

第14条 特定歴史公文書等の利用の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を目録（前条第4項の目録をいう。第3号において同じ。）の記載に従い記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

らない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (3) 利用の請求をしようとする特定歴史公文書等の目録に記載された名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書等の利用の請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第15条 知事は、前条第1項の規定による特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）があった場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が第10条第1項の規定により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第3号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報

ウ 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に第8条第1項の規定により保存していた実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等が第29条第3項の規定により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、同条第4項の規定により、利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

(3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期



間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書センターにおいて当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第10条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第16条 知事は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置)

第17条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、そ



の旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 知事は、前2項の規定により、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定以外の決定をする場合は、これらの規定に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(利用決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、直ちに書面により延長後の期間及び延長の理由を利用請求者に通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより公文書センターの事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等、地方公共団

体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第17条第1項の規定による決定（以下この条及び第24条第2項第1号において「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第15条第1項第1号ウに該当するものとして第10条第3項の規定により意見を付されたもの又は第29条第4項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に係る元の実施機関（特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に第8条第1項又は第29条第2項の規定により保存していた実施機関をいう。第26条において同じ。）に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、その利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、知事は、その利用決定後直ちに、当該意見書（第23条第1項第2号及び同条第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなけれ

ばならない。

(利用の方法)

第21条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第22条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用するものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(異議申立てがあった場合の諮問)

第23条 利用決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てがあったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報公開条例第22条に規定する島根県情報公開審査会(第27条第2項において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 異議申立てに対する決定において、異議申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 知事は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 異議申立人及び参加人

(2) 利用請求者(利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(異議申立てに対する決定)

第24条 知事は、前条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該異議申立てに対する決定をするものとする。

2 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第25条 知事は、特定歴史公文書等（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（元の実施機関による利用の特例）

第26条 特定歴史公文書等に係る元の実施機関が、知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、当該特定歴史公文書等の利用の請求をした場合には、第15条第1項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第27条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が、規則で定めるところにより、歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

（保存及び利用の状況の公表）

第28条 知事は、毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

## 第5章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

第29条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟

に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第3章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、当該実施機関が管理する刑事訴訟に関する書類のうち、歴史公文書に該当するものについて、適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に規定する歴史公文書に該当する刑事訴訟に関する書類について、実施機関が公文書センターにおいて保存する必要があると認める場合は、知事は、当該刑事訴訟に関する書類について、公文書センターにおいて保存することとしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により公文書センターにおいて保存されることとなる刑事訴訟に関する書類について、知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

（研修）

第30条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条第2号及び第4章（第13条を除く。）並びに附則第3項及び第5項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する日の前日において、第2条第2項第3号に規定する

文書のうち、歴史資料として重要な文書であるものとして公文書センターにおいて保存することが適当であると実施機関が認めるものは、前項ただし書に規定する日以後は知事が公文書センターにおいて保存するものとする。

- 3 前項の規定により保存するものとされ、公文書センターにおいて保存されている文書は、第2条第4項の特定歴史公文書等とする。

( 島根県情報公開条例の一部改正 )

- 4 島根県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第40条」に改める。

第2条第2項中「、写真、フィルム」を削り、同項第2号中「の県」の次に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加え、「県民」を「一般」に改め、「もの」の次に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定歴史公文書等(島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第 号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)

第16条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、同条第3項中「又は視聴」を削る。

第22条第1項に次の1号を加える。

- (3) 公文書等(公文書及び特定歴史公文書等をいう。)の管理に関する重要な事項について、知事その他の実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

第29条の次に次の1条を加える。

(資料の提出等の求め)

第29条の2 審査会は、第22条第1項第2号又は第3号に掲げる事務を行うため必要があると認める場合には、知事その他の実施機関に対し、資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条から第41条までを1条ずつ繰り



上げる。

附則第6項第2号及び第3号中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

5 島根県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「平成23年島根県条例第 号」の次に「。以下「公文書管理条例」という。」を加える。

第22条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 公文書管理条例第23条第1項の規定により諮問された事項について審議すること。

(4) 公文書管理条例第27条第2項の規定により諮問された事項について審議すること。

第29条中「第22条第1項第1号」を「第22条第1項第1号及び第3号」に改める。

第29条の2中「第22条第1項第2号又は第3号」を「第22条第1項第2号、第4号又は第5号」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(第22条第1項第3号の規定による調査審議を行う場合における読替え)

第30条の2 第22条第1項第3号の規定により審査会が調査審議を行う場合における第24条から第28条まで及び前条の規定の適用については、第24条中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、同条第1項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等（公文書管理条例第23条第1項の利用決定等をいう。以下同じ。）」と、同項及び同条第3項並びに第27条中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、第24条第3項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」と、同条第4項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、同項及び第25条から第28条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、第25条第2項及び第30条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」とする。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)



6 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、同条第3項中「又は視聴」を削る。

第47条第1項中「施設」の次に「（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 号）第4条に規定する島根県公文書センターを除く。）」を加える。

附則第3項第2号中「、図画及び写真」を「及び図画」に改める。